

入札条件（特に定めた条件）

- 1 この工事は、平成 30 年度から平成 31 年度にわたるものである。
- 2 平成 30 年度の支払は、69,000,000 円を限度とし、残額は平成 31 年度に支払う。
ただし、平成 30 年度の支払額は、工事の出来形部分または製造工場等にある特殊な工場製品に相当する請負代金額の 10 分の 9 以内とする。
- 3 前払金の総額は、請負代金額の 10 分の 4 以内の額とし、各年度に分割して支払う。

$$\text{各年度前払金の支払額} \leq \text{前払金総額} \times \frac{\text{当該年度の支払限度額}}{\text{請負代金額}}$$

請負者は、前払金を受けようとする場合、各年度末（平成 31 年度は工事完成期限）を保証期限とした、公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社（以下「保証会社」という。）の発行する保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 4 中間前払金の総額は、前払金に追加して請負代金額の 10 分の 2 以内の額とし、各年度に分割して支払う。

$$\text{各年度中間前払金の支払額} \leq \text{中間前払金総額} \times \frac{\text{当該年度の支払限度額}}{\text{請負代金額}}$$

請負者は、3 に規定する前払金の支払いを受けた後、中間前払金を受けようとする場合は、当該年度の工事実施期間の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべきものとされている当該年度の建設工事に係る作業が行われており、既に行われた当該年度の建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の年割額 2 分の 1 以上の額に相当するものであることについての認定を受けた後、各年度末（平成 31 年度は工事完成期限）を保証期限とした、保証会社の発行する保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 5 平成 30 年度の前払金及び中間前払金は、平成 30 年度末までにその全額を償却するものとする。
- 6 発注者は、予算上の理由等により、2 から 4 に規定する支払額を変更することができる。